

よくある質問

Q 要綱第3条第1項イ「教材整備指針（文部科学省策定）」に例示されていない物品でも支援の対象となりますか。

A 支援の対象となります。使用方法や使用目的が例示されている物品と同じであれば、「準ずるもの」として扱います。

Q ICT機器は支援の対象となりますか。

A 大型提示装置、実物投影機、学習者用コンピュータ、指導者用コンピュータ、充電保管庫、ネットワーク（機器）、学習用ツール及び学習者用サーバは、支援の対象となります。

教材整備指針では、「情報通信技術の進展に伴い、PC、電子黒板、プロジェクター等の有効活用を検討すること」とし、具体的には「平成30年以降の学校におけるICT環境の整備方針について」において、上記8つの機器等が「今後の学習活動において、最低限必要とされ、かつ、優先的に整備すべきICT機器等」として整理されています。

Q 複数の物品を申請することは可能ですか。

A 複数の異なる物品を申請することはできません。ただし、同一の物品を複数個（例：顕微鏡×3個）、もしくは複数の異なる物品を一体として整備することが効果的であるもの（例：跳び箱と踏切版など）の場合には申請が可能となります。

Q 部活動で必要な物品は支援の対象になりますか。

A 支援の対象となりません。教材整備指針は、教育課程の基準を定めた学習指導要領に基づき策定されています。学習指導要領において部活動は、教育課程外の活動とされています。

Q 図書館以外で使用・保管される図書は、支援の対象となりますか。

A 学校の教育活動に必要なものとして申請があれば、支援の対象とします。

Q 学校の設備への支援は対象になりますか。

A 学校の設備（冷暖房、ドア、水道の蛇口など）となるものに関しては対象にはなりません。ただし、学校整備指針に記載されているもの（プロジェクター、実物投影機、放送設備一式など）であれば対象となります。

Q 高等学校及び幼稚園は何を基準に支援を行いますか。

A 小・中学校及び特別支援学校の教材整備指針に準じた物品について支援を行います。